

## 治療しながら安心して働くために



今や、国民の約2人に1人が生涯で1度はがんになるといわれています。このうち約3割が就労世代(20~64歳)です。一方、がん医療の進歩により、がんを抱えながら仕事を続けている労働者も多く、仕事をしながら、がんで通院している方は約32.5万人いるとされています。今回は、治療しながら安心して働くための『治療と仕事の両立支援』についてご紹介します。

### 両立支援を行うための環境整備

近年の主ながんの平均入院日数は短くなりつつある一方、外来患者数が増えており、通院しながら治療を受ける方が増えています。治療や経過観察は長期にわたるため、事業所は経過によって就業上の措置や治療に対する配慮など、まずは環境整備が必要となります。

- (1) 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知**  
治療と仕事の両立を実現しやすい職場風土の醸成。
- (2) 研修等による両立支援に関する意識啓発**  
当事者やその同僚となり得る全ての労働者、管理職に対して実施。
- (3) 相談窓口の明確化**  
労働者が安心して相談・申出を行えるよう、相談窓口、申出が行われた場合の当該情報の取扱い等を明確にする。
- (4) 両立支援に関する制度・体制等の整備**
  - 休暇制度(時間単位の年次有給休暇など)、勤務体制(時差出勤制度など)の整備
  - 労働者本人、人事労務担当者、上司・同僚、産業保健スタッフ等の関係者の役割と、支援申出の際の対応手順の整理 など



### 事業者が利用できる支援機関・支援制度

#### 厚生労働省・独立行政法人労働者健康安全機構

治療と仕事の両立支援助成金の窓口など

(参考) 労働者健康安全機構 HP <https://www.johas.go.jp/>



#### 産業保健総合支援センター

専門の相談員による事業場への個別訪問指導、患者(労働者)と事業所間の調整など

(参考) 新潟産業保健総合支援センターHP <https://www.niigatas.johas.go.jp/ryouritsushien.html>

#### ハローワーク

長期療養者就職支援事業(がん患者等就職支援対策事業)など

(参考) 厚生労働省 HP <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000065173.html>

厚生労働省は『**事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン**』を作成し、事業所向けに両立支援の進め方などを掲載しています。このガイドラインの対象の病気は、がんだけでなく、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、その他難病など、反復・継続して治療が必要となる病気です。厚生労働省のHP『治療と仕事の両立支援について』のページにて公表しておりますので参考にしてください。

参考：厚生労働省『事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン』  
(健康づくり推進部 鈴木 沙織 2019.11)